

2018.7.12

立憲民主党 子ども・子育て支援 重点政策(中間報告) 【すべての子どもたちのいのちと育ちを守るために】 《第一次 主に就学前に関する政策》

基本的考え方

- ○子どもの権利条約に則り、社会が子供を守り、子どもを中心に考える「子ども・子育て支援政策」を実現する。
- ○孤立しない子育て、社会全体で子どもの育ちを支援する。
- ○子どもの育ちに必要な「社会的養育」環境を整える。

子どもの権利条約により、「育つ主体」としての子どもの人権を保障することを基本に、子どもの貧困、マイノリティ、特別な配慮を要する子ども、障がいのある子もない子も、その一人ひとりが成長するプロセスを大切にする社会をめざすとともに、社会全体で子どもの育ちを支えるしくみを構築する。

子どもの育ちについては、家庭的養育への支援を基本とするが、実親による養育が困難であれば、子どもの利益を最優先に代替養育として永続的解決(パーマネンシー保障)や里親など社会的養育環境を整える。

これらを進めるためには、子ども一人ひとりが、意見表明できる機会や手段を確保することが大切であり、さまざまな理由で声をだせない子どもの代弁・擁護する(アドボカシー)を推進し、すべての子どもを包摂する社会をつくる。

重点政策 5 本柱

1. 保育所待機児童対策

~無償化よりも保育園・幼稚園への入園保障と質の向上~

政府による、保育所等待機児童の解消なき幼児教育の一部無償化は、保育所等に入れた親子と入れない親子との間で格差を拡大し、子どもの間に不平等をもたらす。

また政府は最低基準を上回る安全基準を設定している自治体に対して、安全 基準の低下を招きかねない保育所等における臨時的な受け入れ増員を要請し ている。保育の「量」の拡大のために、保育の「質」を落とすことは認められ ない。



私たちがめざすのは、希望する子どもをすべて受け入れる保育の受け皿整備であり、あわせて保育士の処遇改善と保育・教育の質の向上を実施する。

- ① 保育・幼稚園・学童保育の受け皿の充実と多様化への対応 これまでのように自治体任せにせず、政府の責任において待機児童ゼロを 実現する。
 - ・潜在需要も含め保育の需要予測を適正に行い、希望するすべての子ど もが入れる保育の受け皿整備を最優先とし、待機児童を早期解消
 - ・実施医療機関や連携医師の確保など、病児・病後児保育の拡充と小中 学生も対象とする「子の看護休暇制度」の拡充
 - ・学童保育指導員の常時複数配置と学童保育を必要とする子どもの受け 入れ拡大
- ② 保育士の処遇改善

「保育士等処遇改善法案」により、保育士等の処遇を改善し、人材不足の早期解消を図る。

- ・現場の保育士・幼稚園教諭などの給与「一律5万円」アップ
- ・保育士キャリアカードの創設
- ・人件費比率の公表と評価基準への採用
- ・保育士の長時間労働の抜本的改善
- ・潜在保育士の復帰促進
- ③ 保育・教育の質の向上

子どもの健やかな心身の発達や成長を保障する環境を整備し、保育の質を向上させる。

- ・保育施設に対する「自治体による抜き打ちチェック」を義務化し、保育 の質と保育事故を防止
- ・保育事故データベースの公開
- ・第三者評価制度の導入

|2. 児童虐待ゼロ社会の実現|

児童虐待死亡件数は年間50件を超え(厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果について(第13次)」では心中以外の虐待死52人)、1週間に1人の児童が亡くなっている。児童相談所の虐待相談対応件数も年間12万件と急増し、内容も多様化・複雑化している。この間児童虐待防止法等に基づく取り組みを強化しているにも関わらず、人員体制の強化が追いついていない。未来ある幼いいのちを守るため、早急に専門職員の増員と機能強化を図る。



① 自治体による子ども・家庭支援体制の強化(日本版ネウボラ)

児童虐待死亡事件の半数以上が 0 歳児である実態を踏まえ、市町村による 妊産期からの子ども家庭支援体制の強化及び「産後ケアセンター設置法案」 により出産直後から母子のケア・支援を提供するショートステイ型産後ケア センターの設置を推進し、母親の心身の健康回復、子どもに対する養育状況 の把握及び必要な支援を行い、虐待防止につなげる。

- ② 「児童相談所緊急強化法案」による児童相談所の機能と体制の早急な強化 虐待防止・早期発見のためには、一人当たりの対応件数の適正化が急務で あり、立憲民主党は「児童相談所緊急強化法案」を提出した。政府の「児童 相談所緊急強化プラン」による児童福祉司等の増員の前倒しに早急に取り組 むとともに、相談対応件数の増加と内容の複雑化を考慮し、更なる配置基準 の見直しと非常勤の相談対応職員の常勤化及びその他待遇改善等を図る。
- ③ 児童虐待対策関係機関の連携強化

児童相談所、家庭裁判所、警察、自治体、医療機関、教育機関等関係機関や地域との連携強化及び情報共有を促進する。とりわけ、児童虐待防止法を改正し、転出等に伴う情報引継ぎの通知を徹底する。

④ 子どもの権利擁護センター等子どもの意見表明を含めた子どもの権利擁護のしくみの構築

自分から声をあげられない子どもの権利を保障し、第三者的立場で相談、調整、支援する機関の設置拡大が求められている。こうした機能を有する子どもの権利擁護センター等子どもの最善の利益を考えた、子どもの権利擁護のしくみをつくる。

⑤ 「性暴力被害者支援法案」による性暴力の被害者となる子どもに対する支援 の強化。特に「司法面接制度」の改善など子どもの心理的・身体的負担を軽 減。

児童虐待のうち最も深刻で潜在化しやすい、子どもの性暴力被害への支援を強化する。加えて、性暴力や面前 DV の被害者となったとき、現状では児童相談所職員・医療関係者・警察官・検察官など異なる立場の聴取者から繰り返し事情聴取を受けることが少なくない。児童にとってフラッシュバックによる PTSD 等を防ぐために、児童の心理的・身体的負担を軽減し尊厳を守るとともに真実を発見するため、ごく限られた回数で効果的な事情聴取を可能とする司法面接の取り組みを発展させる。



3. 子どもの貧困対策強化

すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく夢と希望を もって成長していくことができる社会を実現する。そのため基本となる子ども たちの食・遊び・住む場所及び発達段階にふさわしい教育と医療(歯科医療を 含む)を受ける基本的な権利を保障する。

① 子育て家庭への支援の拡充

安心して子育てをできるよう、子育て世帯の経済負担を軽減し、子どもた ちの健やかな成長に資するため、子どもたちに給付される手当を増額する。

② 「子どもの生活底上げ法案」による児童扶養手当の支給増額

わが国のひとり親家庭の貧困率は OECD 加盟国の中で最悪水準にあることから、「子どもの生活底上げ法案」により、ひとり親家庭に対する「児童扶養手当」の支給月額を1万円増額するとともに、支給期間を20歳未満(現行18歳)まで延長し、ひとり親家庭の子どもの大学や専門学校等への進学希望を後押しする。また支払いは毎月(政府案による見直しは2か月ごと)に改め、家計の安定を図る。

③ 安心できる生活保護制度

生活保護制度は憲法第 25 条に基づく最後のセーフティネットであり、捕捉率が低い現状に鑑み、真に必要としている人が確実に受けられるようにする。また、現行基準が健康で文化的な最低限度の生活を営むものとして足りうるのか、運用の実態調査・検証・見直しを行う。さらに大学等への進学の妨げとなっている世帯分離の運用改善を図る。

④ 生活困窮者自立支援制度必須事業の拡充

さまざまな事情により就職や就労継続が困難な保護者への相談・生活・就 労支援の強化。とりわけ生活困窮者自立支援制度における必須事業の自立相 談支援に加え、任意事業である就労準備支援、家計相談支援や子どもの学習 支援などの拡充と早期の必須事業化を図る。

- ⑤ 安心して食事をとり成長し、進学等の機会を確保できる権利を 家庭での食生活の環境が十分に整っていない今日、子どもたちに対し、安 心して食べる・遊ぶ・学ぶ・眠る場所を提供できるよう子ども食堂・学習サ ポート事業等の支援策を充実する。
- ⑥ 子どもを育む NPO 等への支援強化

子どもを支えるためには、できる限り、子どもに寄り添った支援が望まれる。そのためには公による支援のほか、多岐にわたる専門分野をもつ NPO 等の協力は不可欠であり、子ども・子育て支援に関わる NPO 等に対する支援を強化する。



4. 社会的養育環境の整備

社会全体で子どもたち一人ひとりの成長を支えるしくみを構築する。

① 保護者の育児環境の整備

子どもの成長発達を保障するため、まずは実親による養育を支え、そして 子育て支援のほか子どもと過ごす時間の確保や、子どもの生活時間を尊重し た保護者の働き方の改善等、保護者を取り巻く環境整備に努める。

② 社会的養育環境の整備

実親による養育が困難であれば、裁判所が早期に介入できるよう期間を設定するなども含め、親子分離、代替養育として特別養子縁組による永続的解決(パーマネンシー保障)や里親による養育等を推進する社会的養育環境を整える。

③ 家庭的な養育環境の確保

家庭的な養育環境を確保するため、乳児院併設型の小規模児童養護施設を整備する。また施設退所後の安心な居場所や相談機能など自立支援を強化する。

5. 仕事と家庭(子育て)の両立が可能な雇用・就労環境の整備

子どもにとっての生活時間と生活習慣の獲得、情緒の安定、安心できる居場所を保障するためにも、保護者が子育てと仕事を両立できる社会をつくる。

① 労働時間の適正化

- ・原則則 1 日 8 時間週 40 時間以内で働けば、安定的な生活が営める雇用 と待遇の実現
- ・残業時間の原則上限の徹底、11 時間以上の勤務間インターバルの実現、 絶対週休(最低7日に1日)等の確保など、働く者のための真の働き方 改革の推進による「ワークライフバランス実現社会」の達成

② 有給休暇の完全取得及び子どものための休暇の創設

- ・有給休暇の自由な取得はもとより、家族(とりわけ子ども)のための休暇や休業制度の整備と、その取得が男女や雇用形態等の差別なく可能な就労環境の確立
- ・出産・育児休業が男性も女性も取得可能な就労環境の確立と、とりわけ 男性の取得促進策の推進、及びそのための出産費用ゼロの確立と育児



休業給付のさらなる拡充

- ③ 男女の就労格差の是正
 - ・男女間の就労・賃金格差を是正し暮らしを底上げ
 - ・同一価値労働同一賃金の実現により正規非正規間格差の是正
 - ・短時間勤務の積極的な拡充により、親子の時間を保証
- ④ 仕事と家庭の両立支援に取り組む事業者への支援
 - ・テレワーク、やむを得ず退職した社員の再雇用、育児休業の延長や短時 間勤務などの事業者独自の取り組みへの支援

以上